

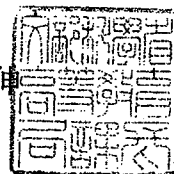
24文科高第33号

平成25年3月1日

各 国 公 私 立 大 学 長
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長
各 株 式 会 社 立 大 学 長 殿

文部科学省高等教育局高等教育企画課長

浅 田 和 伸



(印影印刷)

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する
政令の一部を改正する政令の施行について（通知）

平成25年1月30日政令第20号をもって、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令（平成2年政令第238号）が別添のとおり一部改正され、厚生労働省通知（平成25年1月30日薬食発0130第7号）にてその旨を関係各機関に周知するよう連絡を受けたところです。

ついては、各機関におかれましては、当該改正の内容を御了知の上、関係者への周知徹底及び適切な指導方、御配慮いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【 本 件 問 合 せ 先 】

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課

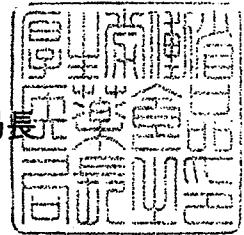
TEL：03-5253-1111（内線2778）



薬食発 0130 第 7 号
平成 25 年 1 月 30 日

文部科学省高等教育局長 殿

厚生労働省医薬食品局長



麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する
政令の一部を改正する政令の施行について（通知）

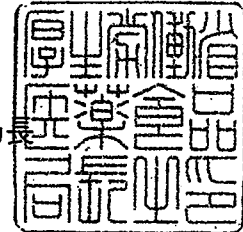
平成 25 年 1 月 30 日政令第 20 号をもって、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬
及び麻薬向精神薬原料を指定する政令（平成 2 年政令第 238 号）が改正され、
今般、その施行について、各都道府県知事、各保健所設置市長及び各特別区長
宛て別添写しのとおり通知したので、内容を御了知の上、関係各機関に周知さ
れるようお願いいたします。



薬食発0130第5号
平成25年1月30日

各
都道府県知事
保健所設置市長
特別区長
殿

厚生労働省医薬食品局長



麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する
政令の一部を改正する政令の施行について（通知）

平成25年1月30日政令第20号をもって、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令（平成2年政令第238号。以下「指定政令」という。）が、別添のとおり一部改正されたので、下記事項について御了解の上、関係各方面に対する周知徹底及び適切な指導方御配慮願いたい。

記

第1 改正要旨

1 改正の概要

次に掲げる物質については、麻薬と同種の有害作用及び麻薬と同種の濫用のおそれの確認されたことから、これらを新たに麻薬として指定するため、指定政令を改正したものである。

- ① 2-エチルアミノ-1-フェニルプロパン-1-オン
- ② *N*, *N*-ジアリル-5-メトキシトリプタミン
- ③ 1-フェニル-2-（ピロリジン-1-イル）ペンタン-1-オン
- ④ （1-ブチル-1*H*-インドール-3-イル）（ナフタレン-1-イル）メタノン
- ⑤ （4-メチルナフタレン-1-イル）（1-ペンチル-1*H*-インドール-3-イル）メタノン
- ⑥ 1-（4-メトキシフェニル）-*N*-メチルプロパン-2-アミン

2 改正の内容

次の物質を麻薬に指定したこと。（指定政令第一条関係）

- ① 2-エチルアミノ-1-フェニルプロパン-1-オン及びその塩類
- ② *N*, *N*-ジアリル-5-メトキシトリプタミン及びその塩類
- ③ 1-フェニル-2-（ピロリジン-1-イル）ペンタン-1-オン及び

その塩類

- ④ (1-ブチル-1*H*-インドール-3-イル) (ナフタレン-1-イル) メタノン及びその塩類
- ⑤ (4-メチルナフタレン-1-イル) (1-ペンチル-1*H*-インドール-3-イル) メタノン及びその塩類
- ⑥ 1-(4-メトキシフェニル)-*N*-メチルプロパン-2-アミン及びその塩類

3 施行期日

公布の日(平成 25 年 1 月 30 日)から起算して 30 日を経過した日(平成 25 年 3 月 1 日)から施行するものであること。

第 2 改正政令の施行に当たっての留意事項

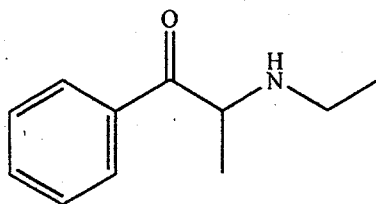
- ① 研究者及びその他の者が業務又は研究のため、今般麻薬に指定される物質(以下「麻薬指定物質」という。)を継続して取り扱う場合には、指定政令の一部を改正する政令の施行日以降、麻薬及び向精神薬取締法(昭和 28 年法律第 14 号。以下「麻向法」という。)による規制を受けることとなることから、当該施行日までにあらかじめ麻薬研究者等の免許取得等必要な手続を行わせるとともに、記録、保管、届出等の規制事項について指導し、管理不備に起因する事故が発生しないよう指導されたいこと。
- ② 既に麻薬研究者等の免許を取得している者が、麻薬指定物質を取り扱う場合についても、①と同様に記録、保管、届出等規制事項について指導し、管理不備に起因する事故が発生しないよう指導されたいこと。
- ③ ①及び②について、麻向法第 49 条等の規定に基づく麻薬研究者等の届出書に記載する期初在庫数量については、施行日(平成 25 年 3 月 1 日)現在の在庫数量を記載するよう指導されたいこと。
- ④ 研究者及びその他の者が所有している麻薬指定物質のうち、今後必要としないものについては、指定政令の一部を改正する政令の施行日前であれば廃棄するよう指導し、施行日以後であれば所有権を放棄するよう指導されたいこと。また、麻薬指定物質を廃棄するときは、焼却等当該物質を回収することが困難となるような方法で行うよう指導されたいこと。なお、施行日以降に発見した場合は、所定の調査を行い、状況に応じた措置をとられたいこと。

第 3 物質の構造式等

①化学名： 2-エチルアミノ-1-フェニルプロパン-1-オン

通 称： エトカチノン

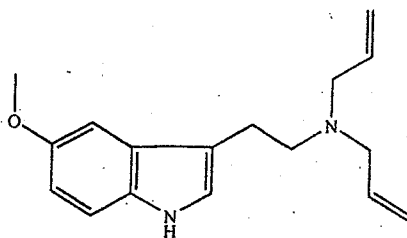
構 造：



②化学名：N, N-ジアリル-5-メトキシトリプタミン

通称：5-MeO-DALT

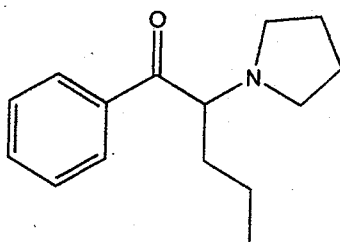
構造：



③化学名：1-フェニル-2-(ピロリジン-1-イル)ペンタン-1-オン

通称：α-PVP

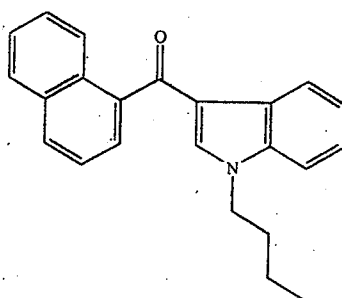
構造：



④化学名：(1-ブチル-1H-インドール-3-イル)(ナフタレン-1-イル)メタノン

通称：JWH-073

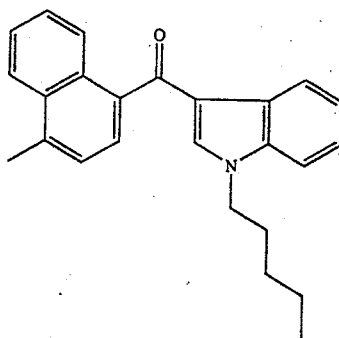
構造：



⑤化学名：(4-メチルナフタレン-1-イル)(1-ペンチル-1H-インドール-3-イル)メタノン

通称：JWH-122

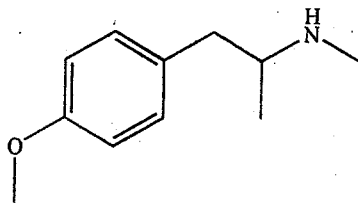
構造：



⑥化学名：1-(4-メトキシフェニル)-N-メチルプロパン-2-アミン

通称：PMMA

構造：



官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政 令〕

○河川法施行令の一部を改正する政令
(一七)

○予防接種法施行令の一部を改正する政令
(一八)

○薬事法施行令の一部を改正する政令
(一九)

○麻薬 麻薬原料植物、向精神薬及び
麻薬向精神薬原料を指定する政令の
一部を改正する政令 (二〇)

○国民年金法等の一部を改正する法律
の施行に伴う経過措置に関する政令
等の一部を改正する政令 (二一)
○国等による障害者就労施設等からの
物品等の調達の推進等に関する法律
施行令 (二二)

〔省 令〕

○予防接種法施行規則の一部を改正す
る省令 (厚生労働六)

○国等による障害者就労施設等からの
物品等の調達の推進等に関する法律
施行令第一条第二号イからハまでに
規定する厚生労働省令で定める割合
を定める省令 (同七)

〔告 示〕

○端末設備であつて電波を使用するも
ののうち、利用者からの接続の請求
を拒めないものを定める件の一部を
改正する件 (総務二六)

○戸籍法第百十八条第一項の規定によ
る指定に関する件 (法務四一)

○出入国管理及び難民認定法第七条第
一項第二号の基準を定める省令の表
の法別表第一の二の表の技能実習の
項の下欄第一号イに掲げる活動の項
の下欄第十一号ただし書の規定に基
づき、同号本文を適用しない技能実
習を定める件の一部を改正する件
(同四二)

○日本国に帰化を許可する件 (同四三)
○国際連合安全保障理事会決議に基
づく資産凍結等の措置の対象となるタ
リバン関係者を指定する件の一部
を改正する件 (外務三一)
○返納を命じた旅券を無効とする件
(同三二)

○学校給食実施基準の一部を改正する
件 (文部科学一〇)

○夜間学校給食実施基準の一部を改正
する件 (同一)

○特別支援学校の幼稚部及び高等部に
おける学校給食実施基準の一部を改
正する件 (同一)

○史跡の管理団体を指定する件
(文化庁一)

○名勝の管理団体を指定する件 (同一)

○名勝及び天然記念物の管理団体を指
定する件 (同三)

○天然記念物の管理団体を指定する件
(同四)

○保安林の指定を解除する件
(農林水産四二二)

○土地収用法の規定に基づき事業の認
定をした件 (国土交通七六)

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣 国家公安委員会 警察庁 法務
省

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

庶野地区に係る特定漁港漁場整備事業
計画の変更の公表について
(農林水産省)

通 運

海事補佐人の登録 (海難審判所)

〔公 告〕

諸 事 項

官庁
押収物還付、有権者申出方、国営平
川二期土地改良事業計画、基本測量
関係事項関係

裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、特別
清算、会社更生、再生関係
会社その他

本日公布された法令の「あらまし」は、
次のページに掲載されています。

第三条 この政令の施行の際現に薬事法第十四条若しくは第十九条の二の承認又は同法第二十三条の二の認証を受けている医薬品又は医療機器の検定については、施行日から平成二十七年六月三十日までの間は、なお従前の例によりその申請をすることができ、ただし、当該医薬品又は医療機器の検定について、新令第五十八条の規定による申請をしたことがある場合は、この限りでない。

第四条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。
別表第一薬事法施行令（昭和二十六年政令第十一号）の項第一号中「第六十一条まで」を「第六十条まで、第六十一条第二項」に改める。

総務大臣 新藤 義孝
厚生労働大臣 田村 憲久
農林水産大臣 林 芳正
内閣総理大臣 安倍 晋三

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十五年一月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二十号

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令
内閣は、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）別表第一第七十五号の規定に基づき、この政令を制定する。

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令（平成二年政令第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条 第八十四号を第九十号とし、第八十号から第八十三号までを六号ずつ繰り下げ、第七十九号を第八十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

八十五 一（四）メトキシフェニル（一）N-メチルプロパン二-アミン及びその塩類
第一条 第七十八号を第八十三号とし、第六十八号から第七十七号までを五号ずつ繰り下げ、第六十七号を第七十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

七十二（四）メチルナフタレン（一）ペンチル（一）H-インドール（一）メタノン及びその塩類
第一条 第六十六号を第七十号とし、第五十六号から第六十五号までを四号ずつ繰り下げ、第五十五号を第六十号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十九（一）ブチル（一）H-インドール（一）ナフタレン（一）メタノン及びその塩類
第一条 第五十四号を第五十七号とし、第五十三号を第五十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十六（一）フェニル（一）（ピロリジン（一）イル）ペンタン（一）オン及びその塩類
第一条 第五十二号を第五十四号とし、第十六号から第五十一号までを二号ずつ繰り下げ、第十五十七（N・N）ジアルキル（一）メトキシトリプタミン及びその塩類

第一条 第十四号を第十五号とし、第五号から第十三号までを二号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五二（一）エチル（一）（一）フェニルプロパン（一）オン及びその塩類

附 則
この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

厚生労働大臣 田村 憲久
内閣総理大臣 安倍 晋三

国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十五年一月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二十一号

国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令等の一部を改正する政令
内閣は、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第十四条第一項第一号、国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第二十七條第三項、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）附則第四十條及び厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一号）附則第十六條第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）
第一条 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二十六條の三中「該当する者」の下に「（同条第五項本文の規定の適用を受ける者を除く。）」を加える。

第二十六條の四第三号中「限り」を「限り、同法附則第十二條の六の三第五項本文の規定の適用を受ける者を除く」に改め、同条第六号中「該当する者」の下に「（同条第五項本文の規定の適用を受ける者を除く）」を加え、同条第九号中「限り」を「限り、私立学校教職員共済法第二十五條において準用する国家公務員共済組合法附則第十二條の六の三第五項本文の規定の適用を受ける者を除く」に改める。

（国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）
第二条 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成六年政令第三百四十八号）の一部を次のように改正する。

第十六條の二第二項中「国民年金法」を「二以上の国民年金法」に、受給権を二以上有しているものであるときを「受給資格期間を満たしている場合」に改め、同項第二号中「受給権を有する」を「受給資格期間を満たしている」に改める。

（平成十二年度、平成十四年度及び平成十五年年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度の改正に伴う経過措置に関する政令の一部改正）
第三条 平成十二年度、平成十四年度及び平成十五年年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度の改正に伴う経過措置に関する政令（平成十二年政令第八十号）の一部を次のように改正する。

第五条から第九条までを次のように改める。
（国民年金法附則第九條の二の二の規定が適用される間の老齢厚生年金の支給停止に関する経過措置）
第五条 当分の間、国民年金法附則第九條の二の二の規定が適用される間における厚生年金保険法附則第十一條の四第一項の規定の適用については、同項中「による老齢基礎年金」とあるのは、「による老齢基礎年金（同法附則第九條の二の二第三項の規定による老齢基礎年金を除く。次項及び附則第十一條の六第四項において同じ。）」とする。